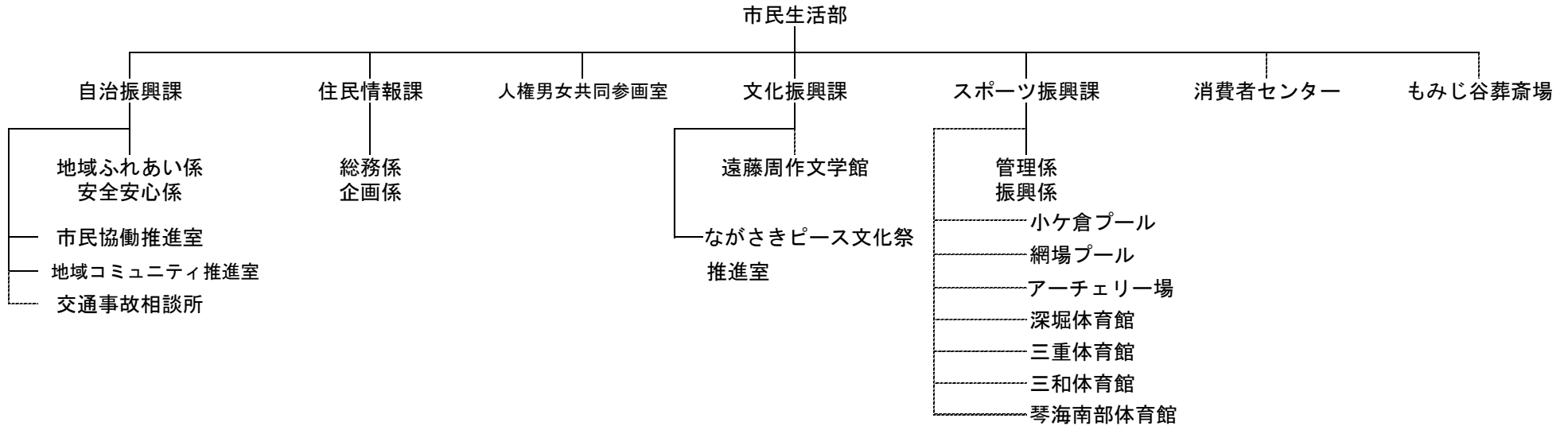


所管事項調査①

| 目次 | ページ |
|---------------|-------|
| 1 機構 | 2 |
| 2 職名及び正規職員数 | 2 |
| 3 分掌事務 | 3～5 |
| 4 所管事務の現況等 | |
| 自治振興課 | 6～18 |
| 市民協働推進室 | |
| 地域コミュニティ推進室 | |
| 住民情報課 | 19～21 |
| 人権男女共同参画室 | 22～25 |
| 文化振興課 | 26～31 |
| ながさきピース文化祭推進室 | |
| スポーツ振興課 | 32～37 |
| 消費者センター | 38～43 |
| もみじ谷葬斎場 | 44～46 |

市民生活部
令和6年6月

1 機 構



2 職名及び正規職員数（令和6年6月1日現在）

| 市民生活部 | | 部長 宮崎 忠彦 | | 理事 宮本 康宏 | | 理事 黒田 智 | | | | | |
|---------------|------|--|-------------|----------|-------|----------|--------|----------|-------|-----|------|
| 課名 | 職員数 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| 自治振興課 | 17人 | 課長（次長兼務） | 山田 尚登 | 課長補佐 | 川村 研一 | 地域ふれあい係長 | 川端 亜由美 | 安全安心係長 | 田原 剛樹 | 係 長 | 岩永 剛 |
| | | 主 幹 | 黒田 章徳 | | | | | | | | |
| 市民協働推進室 | 4人 | 室 長 | 印藤 真哉 | 係 長 | 川口 育美 | | | | | | |
| 地域コミュニティ推進室 | 10人 | 室 長 | 福田 直美 | 係 長 | 藤本 信治 | 係 長 | 堤 和義 | | | | |
| 交通事故相談所 | - | 所 長 | 自治振興課長の兼務 | | | | | | | | |
| 住民情報課 | 16人 | 課 長 | 岳尾 知紀 | 総務係長 | 森 康郎 | 企画係長 | 山下 哲生 | | | | |
| 人権男女共同参画室 | 6人 | 室 長 | 野田 智浩 | 係 長 | 室谷 美都 | | | | | | |
| 文化振興課 | 13人 | 課 長 | 浦川 信一 | 係 長 | 笹垣 匡史 | 係 長 | 栗浦 恵美 | 遠藤周作文学館長 | 貞包 教雄 | | |
| ながさきピース文化祭推進室 | 4人 | 室 長 | 坂口 かおり | 係 長 | 小川 峻 | | | | | | |
| スポーツ振興課 | 11人 | 課 長 | 塩塚 宣博 | 管理係長 | 廣津 弘簡 | 振興係長 | 末長 賢一 | | | | |
| アーチェリー場 | - | 場 長 | スポーツ振興課長の兼務 | | | | | | | | |
| 消費者センター | 14人 | 所 長 | 光武 恒人 | 係 長 | 岡村 治 | 係 長 | 岩本 光芳 | | | | |
| もみじ谷葬斎場 | 10人 | 場 長 | 下野 年博 | 係 長 | 田中 正一 | | | | | | |
| 合 計 | 105人 | ※職員数には再任用職員は含まない ※小ヶ倉プール及び網場プールの場長並びに深堀体育館、三重体育館、三和体育館及び琴海南部体育館の館長については、各地域センター長の兼務 | | | | | | | | | |

3 分掌事務

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>自治振興課</p> | <p>(1) 部の統括に関すること。 (2) 地域自治活動の推進に関すること。 (3) 未帰還者、引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等に係る援護に関すること。 (4) 旧軍人及び旧軍属の恩給等に関すること。 (5) 葬祭費の一部補助に関すること。 (6) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (7) 地縁による団体の認可等に関すること。 (8) 保健環境自治連合会との連絡調整に関すること。 (9) 安全・安心まちづくりの推進に関すること。 (10) 市民相談に関すること。 (11) 暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議に関すること。</p> | <p>(12) 行政対象暴力の対策に係る総合調整に関すること。 (13) 公益通報者保護制度に関すること(人事課の所管に係るものを除く。) (14) 違法駐車等の防止に関すること。 (15) 交通安全思想の普及及び啓発に関すること。 (16) 交通事故相談所との連絡調整に関すること。 (17) 交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会に関すること。 (18) 交通安全に係る関係団体との連絡調整に関すること。 (19) 市民協働推進室及び地域コミュニティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (20) 部内事務の連絡調整に関すること</p> |
| <p>市民協働推進室</p> | <p>(1) 市民との協働の推進のための施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) NPO、ボランティア等に関すること。 (3) 市民活動センターに関すること。</p> | <p>(4) 市庁舎の市民利用会議室及び多目的スペースの利用及び活用に関すること。 (5) 市民力推進委員会及び提案型協働事業等選定審査会に関すること。</p> |
| <p>地域コミュニティ推進室</p> | <p>(1) 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援に関すること。 (2) 地域コミュニティに係る総合調整に関すること。</p> | <p>(3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域コミュニティ推進審議会に関すること。</p> |
| <p>交通事故相談所</p> | <p>(1) 被害者等に係る損害賠償問題、更生問題その他の問題についての総合的な相談指導に関すること。 (2) 被害者等の状況に応じ、各種援護機関へのあっせんに関すること。</p> | <p>(3) 被害者等の援護についての広報に関すること。 (4) 各種援護機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他被害者等の相談業務に関すること。</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| 住 民 情 報 課 | (1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 個人番号カード(個人番号の付番に係ることを含む。)に関すること。 (4) 印鑑登録に関すること。 | (5) 自衛官及び自衛官候補生の募集等に関すること。 (6) 電子署名に係る認証業務に関すること。 (7) 国民年金に関すること。 (8) 住民基本台帳ネットワークシステム管理運用審議会に関すること。 |
| 人権男女共同参画室 | (1) 人権及び男女共同参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 人権及び男女共同参画の意識啓発に関すること。 (3) 人権及び男女共同参画に係る調査研究及び資料の収集に関すること。 (4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関すること。 (5) 同和問題の総合調整に関すること。 (6) 女性支援事業に関すること。 | (7) 人権及び男女共同参画に係る関係団体等との連絡調整に関すること。 (8) 男女共同参画推進センターに関すること。 (9) 男女共同参画審議会及び人権教育・啓発審議会に関すること。 (10) 男女共同参画に関する個人の相談に関すること。 (11) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。 |
| 文 化 振 興 課 | (1) 文化活動の総合調整に関すること。 (2) 芸術文化の普及及び振興に関すること。 (3) 文化団体との連絡調整に関すること。 (4) 著作権に係る指導及び助言に関すること。 (5) 文化施設の建設及び設置に関すること。(文化財課の所管に係るものを除く。) | (6) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関すること(スポーツ振興課の所管に係るものを除く。) (7) 遠藤周作文学館との連絡調整に関すること。 (8) チトセピアホール及びブリックホールに関すること。 (9) 芸術文化活動助成金交付審査会及び文化振興審議会に関すること。 |
| 遠藤周作文学館 | (1) 施設の維持管理に関すること。 | (2) 遠藤周作に関する資料の収集、保存及び展示に関すること。 |
| ながさきピース文化祭推進室 | (1) 第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭に関すること。 | |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 | (1) 社会体育の総合調整に関すること。 (2) 体育施設の運営指導に関すること。 (3) 体育施設の建設計画に関すること。 | (10) アーチェリー場との連絡調整に関すること。 (11) 公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴収に関すること。 |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (4) 体育施設の設置に関する事。 (5) 体育施設の使用管理に関する事。 (6) 市民総合プール、市民神の島プール及び諏訪体育館に関する事。 (7) 社会体育の普及及び振興に関する事。 (8) 社会体育の指導育成に関する事。 (9) スポーツ推進審議会に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (12) 公共施設案内・予約システムに登録している無料の公園施設の行為許可に関する事。 (13) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事（文化振興課の所管に係るものを除く。）。 (14) 公益財団法人長崎市スポーツ協会その他の体育団体との連絡調整に関する事。 |
| 小ヶ倉プール 網場プール | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (2) 水泳プールの利用に関する事。 |
| アーチェリー場 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理及び利用許可に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (2) アーチェリー場の利用に関する事。 |
| 深堀体育館 三重体育館 三和体育館 琴海南部体育館 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (2) 体育館の利用に関する事。 |
| 消費者センター | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する事。 (2) 消費者啓発及び消費者教育に関する事。 (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する事。 (4) 金融広報生活設計の奨励に関する事。 (5) 消費者苦情処理委員会に関する事。 (6) 消費者団体その他関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）による消費生活用製品の販売事業者の立入検査等に関する事。 (8) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）による家庭用品の販売事業者の立入検査等に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (9) 計量に関する事。 (10) 戸籍の証明に関する事。 (11) 住民基本台帳に係る諸証明に関する事。 (12) 印鑑登録の証明に関する事。 (13) 市税に係る諸証明に関する事。 (14) 身元証明その他の諸証明に関する事。 (15) 市民サービスコーナー（消費者センター内に設置するものに限る。）との連絡調整及び維持管理に関する事。 (16) 旅券に関する事。 |
| もみじ谷葬斎場 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 火葬に関する事。 (2) 死胎の埋葬及び火葬の許可に関する事。 | <ul style="list-style-type: none"> (3) 死産届に関する事。 (4) 火葬場整備計画審議会に関する事。 |

4 所管事務の現況等

自治振興課

1 全体概要

自治振興課は、自治会等の住民組織との連携・支援、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づく被災者援護、戦没者の遺族等に係る援護、防犯・交通安全に取り組む団体との連携・支援、犯罪被害者等の支援、市民相談・交通事故相談、行政対象暴力対策などの事務を所掌している。

また、市民協働推進室は、市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力である市民力の向上につながる取り組みや、市民との協働を推進している。

さらに、地域コミュニティ推進室では、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、その仕組みを活用し、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行っている。

2 住民組織との連携・支援

(1) 自治会の状況（令和6年4月1日現在）

| 区 分 | 内 訳 () は前年数 | | |
|--------|--------------|--------|-------|
| 自治会数 | 974 | (978) | 自治会 |
| 認可地縁団体 | 188 | (188) | 団 体 |
| 連合自治会数 | 88 | (88) | 連合自治会 |
| 自治会加入率 | 62.2 | (63.8) | % |

(2) 自治会活動への主な支援

| 区 分 | 事 業 内 容 等 |
|-----------------|---|
| 広報ながさき等配布謝礼金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等の配布に対して謝礼金を支給 1世帯につき 648 円/年 |
| 住民活動保険への加入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が損害保険会社と保険契約し、活動中の事故を補償する。 |
| 自治会集会所建設奨励費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会集会所の新築、購入、増築、補修又は水洗便所への改築、危険な塀の補修等をする自治会に対し、予算の範囲内で補助対象経費の 1/2 (1000 万円を限度。ただし、水洗便所への改築の場合は 50 万円を限度) を補助する。 ※市長が避難所として指定し、又は指定する見込みの自治会集会所に対しては、補助対象経費の 3/4 (1500 万円を限度。ただし、水洗便所への改築の場合は 75 万円を限度) を補助する。(平成 29 年度～) 【令和 5 年度実績 新築 0 件、補修 22 件、水洗化 0 件】 |
| 自治会広報掲示板設置補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会の広報活動の一環として、自治会の住民相互の情報の迅速化及び確実化を図るため、自治会が掲示板を設置する場合、補助対象経費の 1/2 (8 万円を限度) を補助する。 【令和 5 年度実績 8 自治会 12 基】 |
| いきいき地域サポーター派遣事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な分野で豊かな知識や技術を有している方を自治会などに派遣することで自治会活動を支援する。 【令和 5 年度実績 8 件 参加者延べ 2,280 人】 |
| ながさき自治振興推進大会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会活動の促進を図るため、自治会活動の事例発表や市政への協力に対する感謝状の贈呈を行う。(令和 5 年度は、事例発表に代わり、講演会を実施。) |
| 長崎市保健環境自治連合会補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市保健環境自治連合会に加入する自治会共通の保健環境の向上及び地域コミュニティ活動の推進のため補助する。 |

(3) 自治会への加入促進の主な取り組み

| 区 分 | 事 業 内 容 等 |
|--------------|--|
| 自治会加入の協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)長崎県宅地建物取引業協会長崎支部、(公社)全日本不動産協会長崎県本部、長崎市保健環境自治連合会との加入促進協定書に基づく入居世帯への加入呼びかけ ・新築アパート、マンション等のオーナーへの協力依頼 ・企業への協力依頼 ・市営及び県営住宅入居説明会での加入呼びかけ ・大学等での新入生への加入呼びかけ ・転入・転居時の各地域センター等の窓口における加入チラシ配布 |
| 自治会加入・参画の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進チラシの配布 ・「長崎市自治会加入促進ハンドブック」の配布 ・広報ながさき、市ホームページ等における加入啓発、活動紹介 |
| 自治会運営・加入促進補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページからの自治会加入申込対応 ・二次元コードを利用した自治会一括発送文書のホームページ公開 ・地域交流アプリの導入に向けた自治会支援 |
| 加入促進月間の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎等への加入促進のぼりの設置 ・中央地域センター「長崎市窓口番号案内表示システム」へ加入促進月間の掲示 ・自治会掲示板へのポスター掲示 ・自治会への加入促進グッズの配布 |
| 自治会未設立地域への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の設立説明会等の支援 |

3 被災者援護

| 区分 | 被害の種類・程度 | 内訳 | | 金額 |
|------------------------|--|--|-------------------------|--|
| 災害弔慰金 | 市内で5世帯以上の住家が滅失した 自然災害等 | 死亡した市民の遺族に支給 | | 生計維持者 500万円 その他の者 250万円 |
| 災害 障害見舞金 | | 著しい障害を受けた市民に 支給 | | 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 |
| 災害援護資金 貸付金 | 災害救助法の適用を受けた災害により 被災した世帯への貸付け | | 被害の程度に応じ 150万円～350万円 | |
| 被災者生活 再建支援制度 | 市内で10世帯以上の住家が滅失し た自然災害等 | 災害により、居住する住宅が全壊するな ど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯 に対して支援金を支給 | | 【基礎支援金】 被害の程度に応じ 50万円～100万円 【加算支援金】 住宅の再建方法に応じ 50万円～200万円 |
| 小災害 り災者に対する 見舞金等 | 災害弔慰金の支給等に関する法律の 適用を受けない火災、風水害等によ り被災した者又は世帯 | 死亡したり災者の 遺族に対する 弔慰金 | | 令和5年度 ⇒2件2人 生計維持者 14万円 その他の者 7万円 |
| | | 見 舞 金 | 全焼（壊） | 令和5年度 ⇒10世帯 1人世帯 50,000円 1人増すごとに5,000円 |
| | | | 半焼（壊） | 令和5年度 ⇒1世帯 1人世帯 30,000円 1人増すごとに5,000円 |
| 重 傷 | 令和5年度 ⇒0件 1人につき 10,000円 | | | |

4 安全・安心まちづくりの推進

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 安全・安心まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり行動計画による安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的推進 ・青色回転灯防犯パトロール活動への支援【令和6年4月1日現在 市内20団体】 ・長崎犯罪被害者支援センターへの支援 ・長崎県更生保護協会長崎支部への支援 ・安全・安心・交流センターの利用促進 ・地域防犯講座（出前講座）【令和5年度実績13回、受講者数327人】 ・防犯カメラ設置事業への支援【令和5年度実績 7件】 ・長崎市よかまち見回りサポーター活動の実施【令和5年度末登録者数675人】 |
| 暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会の開催 ・防犯パネル展の開催や広報紙の作成及び配布を通じた広報啓発活動 |
| 長崎市防犯協会連合会 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市内6地区の防犯協会への支援 ・防犯功労表彰【令和5年度実績 個人3名】 |

5 犯罪被害者等の支援

| 主な支援施策 | 区 分 | 内 容 |
|------------|--------------------|--|
| 相談及び情報の提供等 | 犯罪被害者等支援の総合相談窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所での手続きのワンストップ対応 ・情報の提供、関係機関等との連絡調整など【令和5年度実績 6件】 |
| 経済的負担の軽減 | 遺族見舞金 | <ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪行為により死亡した被害者の遺族に30万円を支給【令和5年度実績 0件】 |
| | 重傷病見舞金 | <ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪行為により重傷病（療養1か月以上かつ入院3日以上など）を負った被害者本人に10万円を支給【令和5年度実績 1件】 |
| | 転居費用助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・故意の犯罪等により死亡した被害者と犯罪行為が行われたときにおいて同居していた遺族又は対象となる犯罪被害（重傷病、性犯罪、放火）を受けた本人に、転居に要した費用として20万円（補助率10/10、2回まで）を上限に支給【令和5年度実績 0件】 |

| | | |
|--|-------|---|
| | 家賃助成金 | ・故意の犯罪等により死亡した被害者と犯罪行為が行われたときにおいて同居していた遺族又は対象となる犯罪被害（重傷病、性犯罪、放火）を受けた本人に、新たに入居した賃貸住宅の家賃として3万円/月（補助率1/2、6月まで）を上限に支給【令和5年度実績 0件】 |
|--|-------|---|

6 市民相談

(1) 相談内容等

| 区 分 | 内 容 | 相 談 日 | 担 当 |
|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 一般相談 | 民事問題全般、市政についての相談等 | 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 | 自治振興課相談員 |
| 専 門 相 談 （ 面 談 に よ る 相 談 ） | 法律相談 | 月・火・木曜日 午後1時～4時 | 長崎県弁護士会 |
| | 国税相談 | 毎月5日 午後1時～4時 | 九州北部税理士会長崎支部 |
| | 登記相談 | 火曜日 午後1時～4時 | 長崎県司法書士会・ 長崎県土地家屋調査士会 |
| | 不動産相談 | 金曜日 ※第5金曜日を除く 午後1時～4時 | 長崎県宅地建物取引業協会 |
| | 住宅リフォーム 事前相談 | 第2水曜日 午後1時～4時 | 長崎市住宅相談連絡協議会 |
| マンション 管理相談 | マンション管理運営・分譲、マンション生活上での相談 | 第2水曜日 午後1時～4時 | 長崎県マンション管理士会 |

(2) 取扱件数

| 区 分 | 取 扱 件 数 | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 一 般 相 談 | 3,458 件 | 3,890 件 | 4,383 件 |
| 法 律 相 談 | 441 件 | 497 件 | 565 件 |
| 国 税 相 談 | 78 件 | 81 件 | 69 件 |
| 登 記 相 談 | 176 件 | 233 件 | 287 件 |
| 不 動 産 相 談 | 103 件 | 111 件 | 94 件 |
| 住宅リフォーム事前相談 | 14 件 | 3 件 | 3 件 |
| マンション管理相談 | 20 件 | 15 件 | 12 件 |
| 合 計 | 4,290 件 | 4,830 件 | 5,413 件 |

7 交通事故相談

(1) 相談内容等

| 内 容 | 相 談 日 時 | 担 当 |
|--------|-----------------------|---------|
| 交通事故全般 | 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 | 交通事故相談員 |

| 内 容 | 相 談 日 時 | 担 当 |
|---------|-----------------|---------|
| 法 律 問 題 | 月・火・木曜日 午後1時～4時 | 長崎県弁護士会 |

(2) 取扱件数

| 区 分 | 取 扱 件 数 | | |
|---------|---------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 交通事故全般 | 16件 | 17件 | 32件 |
| 法 律 問 題 | 8件 | 12件 | 5件 |
| 合 計 | 24件 | 29件 | 37件 |

8 行政対象暴力対策

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 行政対象暴力に関する情報の収集と共有化及び市民への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察その他の関係機関との連携、協力関係の強化 ・ 庁内における行政対象暴力に係る情報の収集と共有化 ・ 庁内の巡回による不審物や人物の有無、市民の手の届く場所に凶器になり得る物がないか等の確認、指導 ・ 令和5年度における庁内での対応実績 行政対象暴力 5件 不当要求行為 2件 情報提供等 40件 計 47件 |
| 職員の危機管理意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政対象暴力への対応（ロールプレイによる実践等）研修 【令和5年度実績 4回、受講者数 177人】 ・ 受傷事故防止（さすまた等を使用した護身術の会得等）のための研修 【令和5年度実績 2回、受講者数 120人】 |

9 交通安全対策

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 交通安全思想の普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none">・市内の幼稚園・保育所・小学校での交通安全教室の実施【令和6年度予定 147園・13校、304回】・交通安全協力者の表彰・交通指導員による立哨・交通ルールの指導【令和6年5月1日現在 69人】・交通安全講座（出前講座）【令和5年度実績 3回、受講者数73人】・高齢者交通安全講習【令和5年度実績 2回、受講者数54人】・小学校育友会及び長崎市交通安全母の会の連合会交通安全活動への支援・長崎市交通安全協会連合会への支援 |

10 新火葬場整備

新火葬場の整備に向けて、施設整備の基本方針や必要な機能などの基本的な考え方を示した基本構想（令和4年9月策定）を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本計画を策定することとしている。

11 市民協働の推進（市民協働推進室）

市民協働推進室は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりを推進するために、「市民力」（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）の向上と、市民との協働の推進に係る事業を実施している。

（1）長崎市市民力推進委員会

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること。

委員数：20名以内

任 期：2年

(2) 提案型協働事業

市民活動団体等の発想を活かした事業の企画提案を募集し、市民活動団体等と行政との「協働」で、多様な地域課題の解決に取り組むもの。

きめ細やかなサービスの提供により、市民満足度を高め、協働というシステムを広く周知し幅広い協働の実践につなげる。

* 長崎市提案型協働事業等選定審査会において審査し採択する事業を選定。

委員数：6名以内

任期：2年

提案型協働事業実績（平成21年度～令和5年度）：行政提案型9件・市民提案型27件

(3) 市民活動支援補助金

本市に活動拠点を置く市民活動団体が行う事業を対象に経済的支援を行う。

| 種別 | 市民活動スタート補助金 | 市民活動ジャンプ補助金 | 市民活動人材育成補助金 |
|-----------------------|--|--|---|
| 対象事業 | 活動後間もない市民活動団体（設立3年未満の団体）が、その活動の基盤を整え、充実するために行う公益的な事業 | 1年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 | 1年以上継続して活動している団体が、構成員の人材育成のために行う研修等の派遣事業及び研修等の開催事業 |
| 補助金額 補助回数 (補助率) | 1団体 10万円上限、1団体1回限り (補助率4/5) | 1団体 50万円上限、1団体3回まで (補助率：1回目3/4、2回目2/3、 3回目1/2) | 【派遣】1人につき5万円上限、年度内において1団体2人まで (補助率1/2) 【開催】1事業10万円上限、年度内1回限り(補助率1/2) |
| 実績 | 平成20年度～令和5年度 交付件数：29件 | 平成20年度～令和5年度 交付件数：64件 | 【派遣】平成20年度～令和5年度 交付件数：49件(派遣人数：69人) 【開催】平成28年～令和5年度 交付件数：6件(参加人数72人) |

(4) 長崎伝習所事業

昭和 61 年にまちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的に設立し、市民が提案したテーマごとに塾生を募集し、塾長を中心に市民と行政が協働で調査研究等を行なう「塾事業」を主な柱とした事業を展開。令和 5 年度末までに 306 塾が活動し、塾卒業生は 10,328 名に達している。

令和 6 年度「塾」

| 塾 名 | 塾 長 名 | 備 考 |
|----------------------|-------|-----|
| 「はじめて」の地域活動やってみよう塾 | 林田 慎一 | 新規 |
| ながさき山城・砦探検魅力発信塾 | 山喜 邦次 | 継続 |
| 渋谷・長崎歴史文化情報発信塾 【東京塾】 | 倉持 基 | 継続 |

(5) 市民活動センター「ランタナ」(長崎市馬町 21-1)

様々な分野のボランティアや市民活動を行っている方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点施設として開設。平成 30 年度から指定管理者制度を導入。

| | |
|------|-------------------------------|
| 有料施設 | 貸事務室(5室)・会議室(1室)・事務機器(印刷機等) |
| 無料施設 | 交流サロン・作業スペース・メールボックス |
| 開館時間 | 平日 8:45~22:00 土日祝日 8:45~17:30 |
| 休館日 | 1/1~1/3、12/29~12/31 |
| 開館日 | 平成 20 年 10 月 1 日 |

| | |
|-------|--|
| 運 営 | 指定管理者：有限会社 ステージサービス |
| 来館者数 | 令和5年度：7,375人（令和4年度：6,603人） |
| 登録団体数 | 200団体（令和5年度末時点） |
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動を行う者の交流の促進に関すること。 ・ 市民活動に関する研修会、講座等の開催に関すること。 ・ 市民活動に関する相談に関すること。 ・ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。 ・ センターの施設及び設備の提供に関すること。 |

12 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援（地域コミュニティ推進室）

（1）地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

ア 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティのしくみづくりについての説明会等制度について理解を深める場を設ける。

（ア）地域におけるまちづくり実践者派遣講座

（イ）わがまちみらい勉強会

イ 「まちづくり計画」策定のための話し合いの場の開催等、協議会設立を支援する。

ウ 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。

（ア）地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

【設立準備委員会 8地区（令和6年6月1日現在）】

(2) 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

ア 総合事務所、地域センターと連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。

(ア) わがまちみらい情報交換会

イ 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。

(イ) 地域コミュニティ推進交付金

【地域コミュニティ連絡協議会 45地区（令和6年6月1日現在）】

(3) 人材育成

ア 地域のまちづくりを担う人材を育成するため、長崎市主催の講座を一体的に発信するとともに受講者同士のつながりづくりを支援する。

(ア) まちづくり学校

イ 地域コミュニティ連絡協議会設立及び運営を支援するまちづくりを担当する職員の資質向上を図る。

(ア) 話し合いの場で必要な知識やスキル習得のための研修

(4) 地域コミュニティ推進審議会

ア 「地域コミュニティを支えるしくみ」及び「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】※地域福祉計画を包含」の推進に関して市民から意見聴取を行う。

住 民 情 報 課

1 全体概要

住民情報課は、戸籍・住民基本台帳事務、マイナンバーカード関連事務（利活用の促進を含む。）、国民年金事務及び自衛官等の募集事務などを所掌している。

(1) 住民基本台帳及び戸籍等の状況

令和6年3月末日現在

| 住民基本台帳 | | | | 戸 籍 | | 印 鑑 登録者数 (人) |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|-------------|--------------------|
| 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | | | 本籍数 (戸籍) | 本籍人口 (人) | |
| | 総数 | 男 | 女 | | | |
| 205,061 | 393,052 | 181,900 | 211,152 | 209,429 | 485,595 | 259,066 |

(2) 外国人住民の状況

令和6年3月末日現在

| 住民基本台帳 (人) | | | 国 籍 別 人 口 (人) | | | | | | |
|------------|-------|-------|---------------|-------|------|------|-------|--------|-----|
| 総数 | 男 | 女 | 中国 | フィリピン | ベトナム | ネパール | 韓国・朝鮮 | インドネシア | その他 |
| 4,272 | 2,289 | 1,983 | 1,075 | 660 | 564 | 519 | 300 | 249 | 905 |

(3) 国民年金被保険者数

令和6年3月末日現在

| | | |
|--------------------------------|--------------------|--------|
| 第1号 ^{※1} 被保険者数 (人) | 強制加入 ^{※2} | 42,516 |
| | 任意加入 ^{※3} | 576 |
| | 合 計 | 43,092 |

※1 第1号は自営業者、農業者、学生、無職の方など、第2号は民間会社員や公務員など、第3号は第2号に扶養されている配偶者をいう。市町村で取り扱うのは第1号のみ。

※2 20歳以上の人はずべて公的年金制度への加入が義務付けられている。(強制加入制度)

※3 60歳以上65歳未満の方や海外転出者なども国民年金に加入することができる。

2 マイナンバーカード

ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、市内各地に職員等が出向く出張申請受付業務を推進し、市民が申請しやすい環境を整えることによりマイナンバーカードの取得促進を図っている。

現在、マイナンバーカードは、コンビニエンスストアにおいて住民票の写し等の証明書交付やオンラインでの確定申告等の行政手続等に利用でき、健康保険証としての利用が可能となっている。また、令和5年5月からスマートフォン（現在はアンドロイドのみ）で様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込みができるようになり、令和5年12月から暗証番号を利用しない顔認証マイナンバーカードの利用、令和6年5月からは国外転出者向けマイナンバーカードの利用が開始された。

また、令和6年度中に運転免許証との一体化が予定されるなどますます利便性の向上が図られることとなっている。

(1) マイナンバーカードの交付状況等

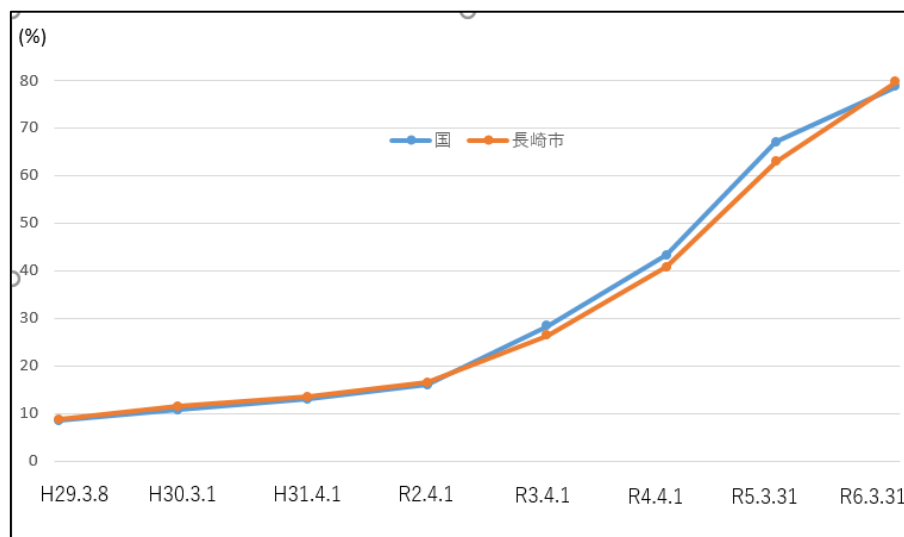
令和6年3月末日現在

| 区 分 | 全 国 | 長 崎 市 |
|------|----------------------------|------------------------|
| 交付実績 | 98,664,343枚 (78.7%) ※1 | 319,671枚 (79.7%) ※2 |
| 申請実績 | 103,533,746枚 (82.6%) ※1 | 335,647枚 (83.7%) ※2 |

※1 R5.1.1 現在推定人口（1億2,542万人）に対する割合

※2 R5.1.1 現在長崎市住民基本台帳人口（401,195人）に対する割合

(2) マイナンバーカード交付率推移



(3) 主な事業内容

- ア マイナンバーカード出張申請受付業務
- イ 申請サポート及び顔写真無料撮影サービス（各地域センター）
- ウ 交付窓口休日開庁（各地域センター）
- エ マイナンバーカード交付予約による円滑な交付

(4) 出張申請受付の主な実施箇所

- ア 高齢者施設等
- イ 外出困難な高齢者等の個人宅

3 コンビニ交付サービス

市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、平成 28 年 1 月から住民票の写し等の証明書発行の一部について、コンビニ交付サービスを導入している。マイナンバーカードをお持ちの方が、全国のコンビニエンスストア等において、午前 6 時 30 分から午後 11 時（12/29～1/3 及びシステム休止日を除く。）に利用できるものである。

また、窓口の混雑緩和及びコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、令和 3 年 6 月 1 日からコンビニ交付における証明書の交付手数料を、窓口の場合よりも 100 円減額している。

(1) コンビニ交付サービス交付実績

| 年 度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| コンビニ交付数（件） | 7,240 | 9,730 | 16,436 | 35,256 | 59,069 | 92,662 |
| 証明発行数（件） | 454,927 | 429,828 | 401,369 | 388,792 | 387,158 | 373,362 |
| 証明発行に占めるコンビニ 交付割合（％） | 1.59 | 2.26 | 4.09 | 9.07 | 15.26 | 24.82 |

人権男女共同参画室

1 全体概要

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して策定した「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」（令和4年度～令和12年度）に基づき、人権啓発に関する施策を推進する。

また、長崎市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して策定した「第3次長崎市男女共同参画計画」（令和4年度～令和12年度）に基づき、男女共同参画に関する施策を推進する。

2 計画の推進体制

(1) 施策の取組み

人権教育・啓発並びに男女共同参画においては、市民、事業者、市（行政）が互いに連携して計画を推進しており、人権男女共同参画室と関係所管課が中心的役割を果たしつつ、進捗管理を行いながら取り組んでいる。

(2) 長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育・啓発に関する重要事項について調査審議する。

委員 15 人（女性 5 人、男性 10 人）（令和 6 年 3 月末現在）

(3) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項や苦情の処理に関する事項などについて調査審議する。

委員 13 人（女性 7 人、男性 6 人）（令和 6 年 3 月末現在）

(4) DV（※）被害者支援連絡会議の設置

庁内の関係所管課で構成されるDV被害者支援連絡会議を設置し、DVの防止、被害者の自立及び支援の充実を図っている。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

3 人権男女共同参画室の業務

(1) 人権啓発【令和5年度実績】

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>講演会等開催</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚と人権問題の正しい理解を目的として、長崎市、長崎市教育委員会、長崎市PTA連合会の主催事業として、人権問題をテーマに「人権問題講演会」を開催している。 開催日：11月15日（水） 参加者数：386人 ・人権に関する正しい知識を市民等に周知・啓発することを目的として、ターゲットを絞って中小規模講座を実施している。 開催日：1月12日（金） 参加者数：26人 |
| <p>啓発資料発行 情報発信</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚と人権問題の正しい理解を目的として、啓発資料『人権問題特集号』及び啓発用リーフレットを毎年1回作成し、市民に広く配布している。 人権問題特集号：広報紙折込み等で153,500部発行、啓発用リーフレット：3,000部発行 ・ホームページ、フェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信 |
| <p>性的少数者への 理解を深める取組 み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度作成の啓発用リーフレットで、「性的少数者について」の記事を掲載し、市民や職員等に配布している。 ・新規採用職員研修において、性的少数者への配慮、対応等について人権啓発に係る研修を実施している。 ・男女共同参画推進センター「アマランス」において、性的少数者への配慮やハラスメント防止をテーマにした市民向けの派遣講座を実施している。（派遣先：市内小・中・高等学校など） 参加者数：1,097人（実施回数：6回） |
| <p>パートナーシップ 宣誓制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者のカップルがその関係性を市長に宣誓し、その事実を証明する。 |
| <p>人権擁護委員の 推薦等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員法に基づき、適任と認める候補者を議会の意見を聞き法務大臣に推薦する。 【令和6年6月1日現在委員数 23人】 ・花の種子を育てることを通じて子どもの人権意識を高めることを目的として、人権擁護委員等と共に行う「人権の花運動」を実施している。 【令和5年度実施校 小学校12校】 日見、伊良林、南、南長崎、諏訪、福田、小榎、飽浦、西城山、西町、西北、長崎精道 |

(2) 男女共同参画啓発【令和5年度実績】

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>アマランスフェスタの開催</p> | <p>・毎年10月1日から10月7日までの1週間を「パートナーシップ推進週間」と定めて、男女共同参画の推進のための啓発事業を実施しており、その一環として「アマランスフェスタ」を毎年開催し、基調講演や各種講座、男女イキイキ企業の表彰などを実施している。</p> <p>開催日：9月30日（土）10月1日（日）</p> <p>参加者数：9月30日（土）150人（基調講演）</p> <p>10月1日（日）957人（各種講座等） 計1,107人</p> |
| <p>啓発資料発行 情報発信</p> | <p>・市民の男女共同参画推進の啓発を図るため、啓発資料『男女共同参画推進特集号』を毎年1回作成し、市民に広く配布している。広報紙折込み等で154,000部発行</p> <p>・ホームページ、フェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信</p> |
| <p>女性活躍の推進</p> | <p>・関係機関との情報共有及び情報発信</p> |
| <p>女性団体活動支援</p> | <p>・ながさき女性・団体ネットワーク事業【令和6年3月末現在 14団体、4個人】</p> <p>女性問題を視点とした学習会の実施</p> |
| <p>男女共同参画に 関する講座の実施</p> | <p>男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画推進センター「アマランス」において、各種講座を実施している。</p> <p>講座開催数 130回</p> <p>受講者数 11,370人</p> |

(3) 困難や不安を抱える女性に対する支援【令和5年度実績】

| | |
|---------------------|---|
| <p>女性つながりサポート事業</p> | <p>・困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、寄り添った支援を行っている。</p> <p>委託先：社会福祉法人長崎市社会福祉協議会</p> <p>相談支援者数（実数）：228人</p> <p>生理用品支給人数（実数）：52人</p> <p>生理用品支給数（述べ数）：3,393枚 通常時：44枚入り72パック イベント時：5枚入り×45パック</p> |
|---------------------|---|

(4) 相談事業

(単位：件)

| 区 分 | 内 容 | 相談件数 | | |
|--------|--|-------|-----|-------|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 一般相談 | 女性相談員による電話・面接相談 毎日（年末年始を除く）10:00～12:00、13:00～16:00 水曜夜間電話相談（祝日を除く） 18:00～20:00 | 915 | 745 | 925 |
| 法律相談 | 弁護士による法律相談 毎週金曜日（祝日を除く）13:00～16:00 | 160 | 153 | 180 |
| 心の健康相談 | 臨床心理士による心の健康相談 月2回 13:00～16:00 | 30 | 32 | 33 |
| 合 計 | | 1,105 | 930 | 1,138 |

4 施設の管理運営

(1) 男女共同参画推進センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設としての適切な運営がなされている。

【参考資料】 人権男女共同参画室所管施設

| 施設名 | 施設概要 | 指定管理者 | 主な事業 |
|-----------------------------|---|--|---|
| 長崎市民会館 (長崎市男女共同参画推進センター) | 【所在地】長崎市魚の町5番1号（長崎市民会館1階） 【開設】平成4年10月1日 【開館時間】8時45分～21時 【休館日】12月29日～1月3日、その他管理上必要がある日 【施設】会議室：4室、研修室：2室、和室、交流コーナー、図書情報室、幼児室、授乳室 | 株式会社NBCソシア 期間：令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 (5年間) | ・啓発事業 ・情報提供事業 ・交流促進事業 ・相談事業（※） ※一般相談、法律相談、 心の健康相談の実施に関する ことは除く。 |

※【利用者数】令和4年度：36,294人 令和5年度：35,639人

文 化 振 興 課

1 全体概要

文化振興課は、芸術文化あふれる暮らしを創出するため、市民が芸術文化を楽しみ、心豊かに生活することを目指し、芸術文化に触れる機会の創出及び市民の自主的な芸術文化活動の活性化のための事業を実施している。

2 自主文化事業

| 分野 | 事業名 | 事項名 | 令和6年度の事業内容 | 令和5年度実績 |
|----|-----------|-------------|---|--------------------|
| 音楽 | 音楽の魅力発信事業 | アウトリーチコンサート | 中央及び地元で活躍する音楽家を学校等に派遣する出前コンサートを開催する。(16回) | 回数:14回 参加者:531人 |
| | | ミニコンサート | 地域のホールを拠点として、演奏家と住民が協働して作るコンサートを開催する。(1回) | — (隔年実施) |
| 演劇 | 市民参加舞台 | 演劇アウトリーチ | 学校等で演劇というツールを使って、体の表現体験やゲームなどを楽しみながら最終的には簡単な演劇創作体験を実施する。(15回) | 回数:14回 参加者:303人 |
| | | 市民参加型舞台公演準備 | 長崎ブリックホール(ベネックス長崎ブリックホール)の開館当初から継続的に取り組んでいる市民参加型舞台公演について、戯曲(=演劇の台本)講座の実施や市民出演者オーディションの実施、舞台公演の企画等を行う。 | — |

| 分野 | 事業名 | 令和6年度の事業内容 | 令和5年度実績 |
|----|------------------|---|---|
| 総合 | 子ども芸術文化体験事業 | 子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。 | — |
| | Nagasaki まちなか文化祭 | まちなかを舞台に、音楽や演劇等のステージや、美術作品の展示などを開催し、市民が芸術文化の発表をする機会及び鑑賞する機会を提供するとともに、まちなかの賑わいの創出を図る。(2日間) | 回数:2日間 参加者:956人 |
| | 芸術文化体験教室 | 子どもから大人までが気軽に芸術文化を体験できる機会を創出し、芸術文化活動に対する興味・関心を高める。また、20～30代の若い世代を対象にした芸術文化体験教室を開催する。(5回) | ・アート関連事業(豆本制作体験) 回数:2回 参加者:30人 ・若者向け芸術文化体験教室 回数:3回 参加者:39人 |

3 市民の文化活動の推進

(1) ブリックホールサポーター

市主催の文化事業のスタッフやラウンジコンサートの運営サポート、ブリックホール探検隊の企画・運営などを行うボランティア制度。登録数：62人（令和6年5月17日現在）活動実績：令和5年度 延べ314人

(2) 芸術文化活動助成事業

自主的な芸術文化活動を支援し、芸術文化の向上等を図るため、市民文化団体等が行う芸術文化活動及び合併地区における文化振興活動に対して助成を行う。

ア 対象団体等

(ア) 市内で芸術文化活動等を行っている団体

(イ) 合併地区の文化協会等

イ 助成額 対象経費から収入を減じた額の1/2（上限額30万円）

(3) 芸術文化大会等出場奨励事業

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

| 区分 | 1人あたり金額 | 区分 | 1人あたり金額 |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 国際大会（国内は全国大会に準じる） | 30,000円 | 九州大会（沖縄地区） | 15,000円 |
| 全国大会（東海地区以東） | 20,000円 | 九州大会（県内は除く） | 5,000円 |
| 全国大会（近畿地区以西・沖縄地区） | 15,000円 | 県大会（市内は除く） | 1,000円 |
| 全国大会（九州地区。県内は除く。） | 5,000円 | | |

(4) マダム・バタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人（マダム・バタフライ）」をテーマとした音楽フェスティバルとして、オペラ・クラシックコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを実施する。

ア 内容：オペラ・クラシックコンサート、音楽や楽器の体験型イベント

イ 開催時期：令和7年2月

ウ 開催場所：ベネックス長崎ブリックホール

(5) 市民文化団体との共催による各種文化事業

ア 第73回長崎市民美術展 令和6年11月～12月

イ 第65回市民いけばな展 令和7年2月

ウ 第72回長崎市民演劇祭 令和7年3月

エ 第64回市民三曲演奏会 令和6年10月13日

オ 第72回長崎市民音楽祭 令和6年10月27日

(6) 長崎県美術展覧会開催費負担金

県内の美術作家から公募で選ばれた作品を展示する県美術展の開催に係る負担金

ア 日時 令和6年9月28日～10月12日

イ 主催 長崎県美術展覧会実行委員会

4 文化施設の管理運営

(1) ブリックホール及びチトセピアホール

ア 指定管理者との連携による利用者の視点に立った柔軟な運営を行う。

イ 設備を更新することにより機能及び利用者の利便性を向上させる。

(2) 遠藤周作文学館

長崎市ゆかりの文学者である遠藤周作の遺品、作品その他資料を展示する文学館を運営するとともに、啓発事業として遠藤文学の文学講座や映画上映会等を実施する。

5 新たな文化施設の整備

新たな文化施設の整備に向けて、令和元年7月にビジョンや求められる機能、規模など、基本的な考え方を示す基本構想を策定した。旧市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進め、令和5年4月に建設予定地、まちの中での施設の役割・期待される効果、機能と規模の考え方、施設計画、施設整備にあたって考慮すべき事項、管理運営計画に関する考え方等を示す基本計画を策定した。

また、今後、整備場所である旧市庁舎跡地は、賑わいの誘導を図るまちづくりを進める上で極めて重要な場所であることから、物価高騰といった環境の変化に加え、地域活性化への効果や長崎市の財政負担軽減の観点から、文化施設としての機能に限定することなく、それ以外の機能をも付加した形での利用も視野に入れて、PPP/PFI等の官民連携の手法や仕組みにより民間活力を導入することも含め、改めて検討することとしている。

【参考資料】文化振興課所管施設一覧表

| 施設名 | 施設概要 | 座席数 | | 稼働率（％） | | 利用者数（人） | |
|---------|---|------|-------|--------|------|---------|---------|
| | | | | R4年度 | R5年度 | R4年度 | R5年度 |
| ブリックホール | 【所在】茂里町2-38 【開館】平成10年10月1日 【主な施設】 | 大ホール | 2,002 | 76.2 | 69.9 | 137,390 | 176,218 |

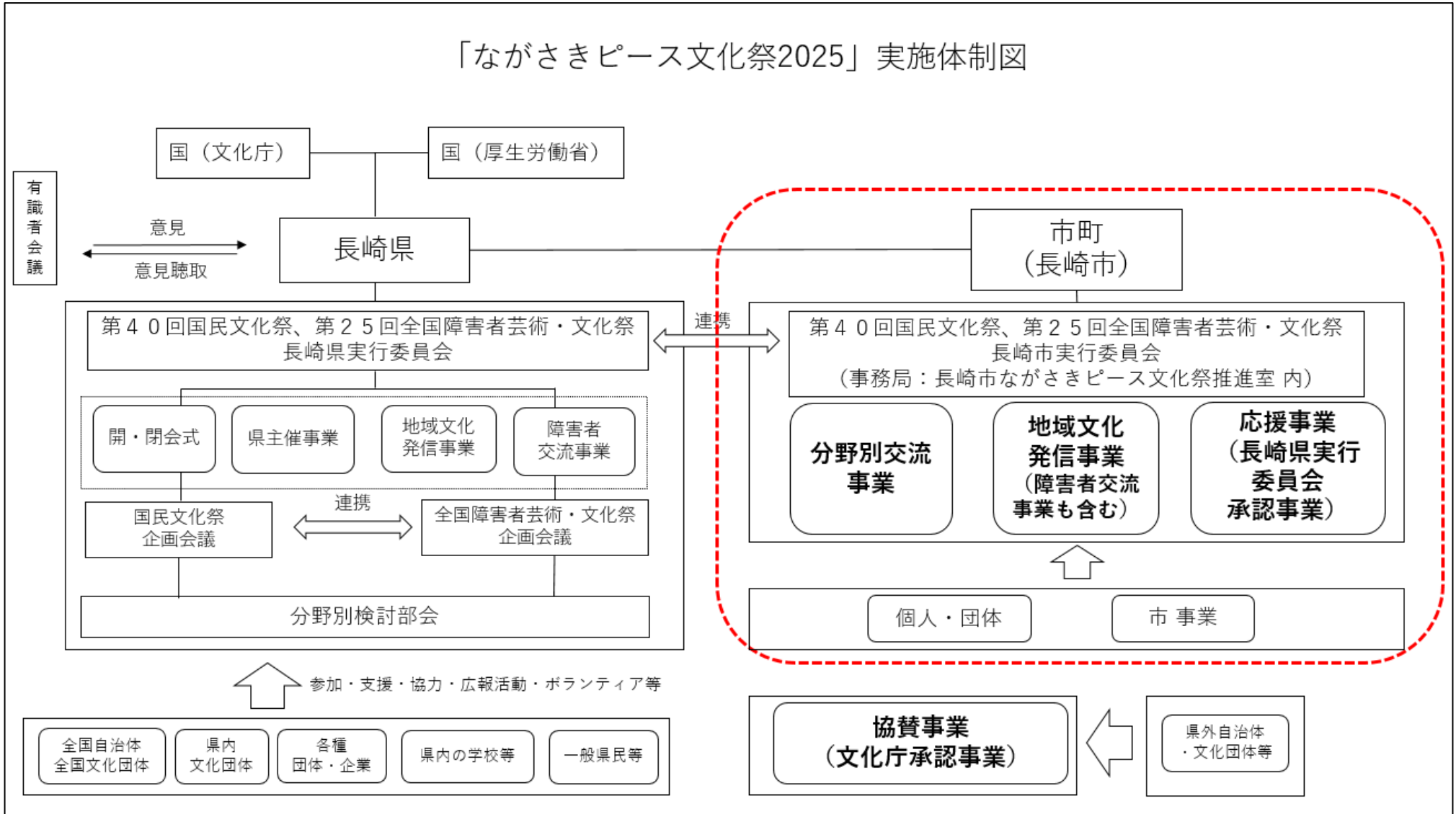
| | | | | | | | |
|----------|---|-------|----------------|------|------|--------|--------|
| | 大ホール、国際会議場、楽屋 9、 会議室 5、練習室 3、 リハーサル室 1、特別室 3、 和室 2、茶室 1 | 国際会議場 | 426 (最大542) | 57.9 | 55.3 | 24,503 | 32,047 |
| チトセピアホール | 【所在】千歳町 5-1 【開館】平成 3 年 11 月 1 日 【主な施設】ホール、楽屋 4 | | 500 | 54.7 | 60.5 | 22,538 | 30,071 |
| 遠藤周作文学館 | 【所在】東出津町 77 【開館】平成 12 年 5 月 13 日 【主な施設】 展示室 3、閲覧室 1、書庫 1、 思索空間 1、ショップ 1 | | | | | 12,835 | 17,319 |

6 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の推進（ながさきピース文化祭推進室）

ながさきピース文化祭推進室は、令和 7 年 9 月 14 日から同年 11 月 30 日まで長崎県内で開催される「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）」に関し、長崎県及び文化団体等の関係機関との調整、開催気運の醸成を図るための事業等を実施している。

- (1) 名 称 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
- (2) 愛 称 「ながさきピース文化祭2025」
- (3) キャッチフレーズ 「文化をみんなに」
- (4) 会 期 令和 7 年 9 月 14 日(日)～同年 11 月 30 日(日)【78日間】
- (5) 主 催 文化庁、厚生労働省、長崎県、県内市町、県実行委員会、市町実行委員会、文化団体、障害者関係団体等
- (6) 実施体系図 次ページのとおり

「ながさきピース文化祭2025」実施体制図



ス ポ ー ツ 振 興 課

1 全体概要

スポーツ振興課は、スポーツ基本法に則り、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを目指し、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保するため、「する・みる・支えるスポーツの振興」の視点から事業を実施している。

2 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供（スポーツ大会の開催）

ア はじめようスポーツ体験教室

日 程 令和6年9月8日（日）【予定】

会 場 出島メッセ長崎1階

イ 市民体育・レクリエーション祭

期 間 令和6年10月5日（土）～10月29日（火）【予定】

会 場 総合運動公園ほか

ウ 長崎ベイサイドマラソン

日 程 令和6年11月17日（日）【予定】

会 場 長崎港周辺（スタート・ゴール：長崎水辺の森公園）

エ 長崎新春駅伝

日 程 令和7年1月12日（日）【予定】

会 場 総合運動公園内

(参考) 大会等参加者数推移

| スポーツ大会 | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|----|--------|--------|--------|--------|-----------------------|-----------------------|
| はじめようスポーツ体験教室 | | — | — | — | — | 1,430人 (うち子ども707人) | 1,507人 (うち子ども834人) |
| 市民体育・レクリエーション祭 | | 7,259人 | 7,522人 | 4,489人 | 4,659人 | 5,822人 | 6,031人 |
| 長崎バイサイドマラソン | | 3,925人 | 3,959人 | 中止 | 中止 | 2,890人 | 4,041人 |
| 長崎新春駅伝 | | 1,336人 | 1,086人 | 中止 | 570人 | 648人 | 640人 |

(2) スポーツをする場所の提供

ア 体育施設の貸出

【参考資料】スポーツ振興課所管施設一覧表 (35~37頁参照)

イ 長崎市公共施設案内・予約システムの提供

- ・対象施設 … 58施設
- ・システム登録者数 … 21,208人 (令和6年3月末現在)

ウ 学校体育施設の開放 (令和5年度開放実績)

- ・体育館開放 … (夜間) 小学校68校、中学校32校
(昼間) 小学校68校、中学校32校
- ・武道場開放 … (夜間) 中学校20校
(昼間) 中学校20校
- ・運動場開放 … (夜間) 小学校5校、中学校11校、商業高校
(昼間) 中学校31校、商業高校
- ・プール開放 … (夏休み期間中) 小学校9校

利用実績
 令和5年度
 490,939人
 令和4年度
 489,768人

3 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ招待事業

【令和5年度実績】

| 区 分 | | 実 施 日 | 人 数 |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--------|
| ホームゲームへ市内小・中学生と保護者のペア招待事業 | V・ファーレン長崎 | 令和5年7月29日、9月23日、10月28日、11月4日 | 3,200人 |
| | 長崎ヴェルカ | 令和5年12月9日・10日、12月16日・17日、 令和6年1月27日・28日、2月3日・4日、3月2日・3日 | 1,200人 |
| 公式戦へ市内小・中学生と保護者のペア招待事業 | 読売ジャイアンツ 対 横浜 DeNA ベイスターズ | 令和5年4月18日 | 400人 |
| | 福岡ソフトバンクホークス 対 オリックス・バファローズ | 令和5年8月29日 | 400人 |

4 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策費の補助（令和6年度当初予算 4,758千円）

国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化練習及び講習会等の事業に対し、補助金を交付する。

【令和5年度実績】43競技

イ ジュニアスポーツ競技力向上対策費の補助（令和6年度当初予算 16,137千円）

国体、全国高総体、中総体等の全国大会で優秀な成績を収めることを目指すため、小・中・高校生を対象に、公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化合宿及び遠征試合等の事業に対し、補助金を交付する。

【令和5年度実績】26競技 参加人数 24,671人

ウ 社会体育選手派遣費の補助（令和6年度当初予算 13,614千円）
 国際、全国、九州大会に出場する個人または団体に対し、大会参加に係る負担軽減を図るため、補助金を交付する。

【令和5年度実績】70件 2,726人

エ 社会体育大会出場奨励金の交付（令和6年度当初予算 14,875千円）

国際、全国、九州、県大会に出場する小・中学生及び高校生に対し、各種スポーツ大会での健闘を称え、本市代表として出場する上位大会での活躍を期待するとともに、更なる競技力の向上及び上位大会への出場意欲の向上を図るため、奨励金を交付する。

【令和5年度実績】341件 1,661人

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

- ア 長崎市スポーツ推進審議会（委員 17人）（令和6年3月末現在）
- イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会（加盟団体 46団体）（令和6年5月末現在）
- ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会（スポーツ推進委員 95人）（令和6年5月末現在）
- エ 長崎市スポーツ少年団（登録団 80団、団員 1,299人）（令和6年3月末現在）

【参考資料】スポーツ振興課所管施設一覧表

| 施設名 | 施設概要 | 令和5年度利用者数 (令和4年度) |
|-------|--|------------------------|
| 総合プール | 1 所在地 長崎市松山町2番2号 2 敷地面積 14,600㎡ 3 完成年月日 平成8年9月24日 4 施設 屋内プール 50m×21m 8コース、 25m×16m 7コース 幼児・児童用プール 屋外プール 流水プール、幼児・児童用プール、 着水プール スライダー 全長101m、高低差15m、所要時間17秒 全長 88m、高低差12m、所要時間16秒 | 130,065人 (112,330人) |

| 施設名 | 施設概要 | 令和5年度利用者数 (令和4年度) |
|---------|--|----------------------|
| 神の島プール | 1 所在地 長崎市神ノ島町3丁目526番地33 2 敷地面積 5,500.36㎡ 3 完成年月日 平成29年10月31日(開場:平成30年1月6日) 4 施設 25m×11m 7コース(温水)、浴室、休憩室、和室 | 72,234人 (65,959人) |
| 小ヶ倉プール | 1 所在地 長崎市小ヶ倉町2丁目350番地 2 敷地面積 1,117㎡ 3 完成年月日 昭和43年8月3日(平成2年から長崎市で管理) 4 施設 25m×15m 7コース、幼児用プール | 2,712人 (2,790人) |
| 網場プール | 1 所在地 長崎市界2丁目1番3号 2 敷地面積 3,804.30㎡ 3 完成年月日 平成10年3月31日(平成10年5月長崎県から移管) 4 施設 25m×20m 9コース、幼児用プール | 6,710人 (5,781人) |
| アーチェリー場 | 1 所在地 長崎市白鳥町8番23号 2 敷地面積 1,917.08㎡ 3 完成年月日 昭和48年10月23日 4 施設 10的のオールラウンドタイプ(90m、70m、60m、50m、30mの全規定距離) | 3,452人 (3,268人) |
| 諏訪体育館 | 1 所在地 長崎市上西山町19番15号 2 敷地面積 2,020.30㎡ 3 延床面積 1,358.09㎡ 4 構造 鉄骨造2階建(柔剣道場棟)、鉄骨造瓦葺(弓道場)、鉄筋コンクリート造2階建(相撲場棟) 5 完成年月日 昭和40年3月31日(平成9年3月14日増改築) 6 施設 柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場 | 33,327人 (35,964人) |
| 深堀体育館 | 1 所在地 長崎市深堀町5丁目712番地 | 16,019人 |

| 施設名 | 施 設 概 要 | 令和5年度利用者数 (令和4年度) |
|---------|--|----------------------|
| | 2 敷地面積 1,656.57㎡ 3 延床面積 948.40㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造3階建 5 完成年月日 平成13年8月(平成5年4月1日から長崎市で管理) 6 施設 体育館(バレーボール1面、バドミントン3面) | (13,643人) |
| 三重体育館 | 1 所在地 長崎市三京町708番地1 2 敷地面積 975.47㎡ 3 延床面積 684.40㎡ 4 構造 鉄骨造2階建 5 完成年月日 平成19年9月1日 6 施設 体育館(バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面) | 20,275人 (19,846人) |
| 三和体育館 | 1 所在地 長崎市布巻町88番地7 2 敷地面積 2,823㎡ 3 延床面積 2,104.94㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建(大屋根部鉄骨造) 5 完成年月日 昭和58年3月20日 6 施設 体育館(バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン6面) | 59,593人 (52,010人) |
| 琴海南部体育館 | 1 所在地 長崎市琴海村松町703番地14 2 敷地面積 1,908㎡ 3 延床面積 1,249㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建 5 完成年月日 平成7年3月28日 6 施設 体育館(バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面) | 36,940人 (38,788人) |

消費者センター

1 全体概要

消費者センターは、消費者相談・啓発、計量検査・啓発、市民サービスコーナー（パスポート窓口を含む）の業務を行っている。

(1) 施設の概要

| | |
|-----|-----------------------|
| 名 称 | 長崎市消費者センター |
| 所在地 | 長崎市築町3番18号（メルカつきまち4階） |
| 開 設 | 平成10年9月19日 |

(2) 業務の内容及び開館時間

| 業務の内容 | | 開館時間 |
|------------|---|---|
| 消費者行政 | 消費生活に関する相談及び苦情処理 消費者啓発及び消費者教育 消費者団体の活動支援 など | (消費生活相談時間) 火曜日～日曜日・祝日 10時～17時 休業日 月曜日(ただし祝日の場合は、翌平日が休業) |
| 計量行政 | 計量器の定期検査及び立入検査 など | 火曜日～日曜日・祝日 10時～18時 休業日 月曜日(ただし祝日の場合は、翌平日が休業) |
| 市民サービスコーナー | 住民票の写し・戸籍等の証明書の交付 など | 月曜日 9時～17時 火曜日～金曜日 9時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 |
| | パスポート申請受付・交付 など | 月曜日～金曜日 9時～17時(申請・交付) 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時(交付のみ) |

※年末年始（12月29日～1月3日）は閉館

2 消費者相談・啓発

(1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止策の推進

ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあつせんや助言などを行い、適宜、国・県をはじめ長崎県弁護士会等との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

■消費生活の相談実績

(単位：件)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 2,925 | 2,866 | 2,948 |

◆ 救済率（令和5年度） 94.8%

※ 救済率とは、あつせんや助言等により救済できた割合をいう。

■相談当事者（契約者）の年代別構成（令和5年度）

| 年代 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明 | 企業団体 | 合計 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|-------|-----|------|-------|
| 件数(件) | 50 | 269 | 221 | 332 | 485 | 489 | 836 | 203 | 63 | 2,948 |
| 構成比(%) | 1.7 | 9.1 | 7.5 | 11.3 | 16.5 | 16.6 | 28.4 | 6.9 | 2.1 | 100 |

■商品・役務別順位（令和5年度）

(独) 国民生活センターの分類に準拠

(相談その他を除く)

(単位：件)

| 順位 | 商品・役務名 | 件数 |
|----|--------------|-----|
| 1 | 商品一般 | 253 |
| 2 | 化粧品 | 212 |
| 3 | 賃貸アパート・マンション | 100 |
| 4 | 移動通信サービス | 97 |
| 5 | フリーローン・サラ金 | 94 |

| 順位 | 商品・役務名 | 件数 |
|----|-------------|----|
| 5 | 健康食品 | 94 |
| 7 | 他の役務サービス | 67 |
| 8 | 紳士・婦人洋服 | 65 |
| 9 | その他金融関連サービス | 57 |
| 10 | エステティックサービス | 56 |

イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に長崎市消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7つの「不当な取引行為」を定め、悪質事業者については指導・勧告・公表制度を活用し、厳正に対処している。

(現在までに指導・勧告に至った事案：6件) 令和5年度は無し。

ウ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

悪質商法等の早期警戒のため、民生委員や福祉関係団体などから構成される消費者被害防止ネットワーク「長崎市消費者を守るネット(198団体)」(令和6年4月1日時点)に情報配信している。

エ 長崎市消費者安全確保地域協議会の運営

令和3年1月26日に消費者安全法で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会を設立し、関係機関・団体等との連携を強化し、見守り活動を通して高齢者や障害者等、消費生活上特に配慮を要する消費者(要配慮消費者)の消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。

また、令和6年度においては、当協議会の関係機関・団体を対象に、見守りにおける気づきのポイントや、よくある消費者トラブルの事例を盛り込んだ「高齢者や障害者の見守りハンドブック」を作成・配付する。

オ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成21年9月1日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発の主な展開

ア 出前講座の実施

消費生活知識や悪質商法の手口・対処方法などを自治会や学校等地域に出向いてお知らせしている。

イ 暮らしの講座の実施

消費生活に関する知識や消費者問題を知らせるための講座を実施している。

■講座開催実績

| 年 度 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 出前講座 | 1,969人 | 33回 | 2,914人 | 68回 | 2,693人 | 48回 |
| 暮らしの講座 | 21人 | 1回 | 174人 | 5回 | 85人 | 4回 |

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年より回数・人数とも減少していたが、令和4年度以降は回復傾向にある。

ウ 消費生活情報の発信

ホームページ、LINEなどを活用して、消費生活情報を発信している。

エ 消費者団体への活動支援

消費者問題の解決や地域の生活の向上のため、消費者への啓発や消費者問題に関する活動を行う団体を支援している。

オ 啓発用掲示板設置

高齢者やその周囲で見守りを行う方々への消費者トラブル情報周知のため市内病院等（全20箇所）に掲示板を設置し、最新の注意喚起情報を提供している。

カ 若年者消費者教育強化事業の実施

民法改正による成年年齢の18歳への引き下げ（令和4年4月1日施行）に対応し、若年者の消費者被害の防止、また自立した消費者の育成を図るため、学校等と連携して消費者教育に関する支援を強化している。

なお、令和2年度から民法改正施行年度の令和4年度までの3年間に、長崎県が対応する県立学校を除く、市内の中学校、高等学校、大学、専門学校全86校を対象とし、出前講座の実施や教材の提供に取り組んだ。また、令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で支援未実施の学校を重点的に消費者教育の支援を実施するとともに、市内高校生と作成した消費者教育啓発のCDを市内全中学校に配布することで、若年者層の消費者意識の高揚を図った。さらに、成年年齢の引き下げによる若年者層の消費者トラブルの未然防止や早期の被害回復、消費者センターの認知度向上を図るため、成人直前の17歳の全市民（約3,500名）を対象に消費者トラブル対策本を配付した。

令和6年度においても、引き続き市内中学校から大学・専門学校までを対象に出前講座の実施を行うとともに、市内中学校への消費者啓発CDや啓発資料の配布、成年直前の17歳の全市民を対象とした消費者トラブル対策本の配付を行っていく。

3 計量検査・啓発

計量法第10条第2項により定められた特定市として、計量器の定期検査及び計量に関する取締り・指導業務等を行っている。

(1) 定期検査

商店・病院等において、取引又は証明に使用される特定計量器（質量計）の定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部に2分割し、交互に検査している。

■定期検査実績（令和5年度：西北部）

| 検査戸数 | 検査器数 | 不合格器数 | 不合格器数率 |
|------|--------|-------|--------|
| 889戸 | 2,308器 | 7器 | 0.3% |

※不合格の計量器については、買替え・修理及び廃棄などにより対応済。

(2) 立入検査

特定計量器（燃料油メーター等）の有効期限等を確認するため、事業者への立入検査を実施するとともに、中元期及び歳末期にスーパー等において商品量目（内容量）の立入検査を実施している。

■立入検査実績（令和5年度）

| 特定計量器 | 検査戸数 | 検査器数 | 不合格器数 | 不合格器数率 |
|-------|------|--------|-------|--------|
| 立入検査 | 10戸 | 2,084器 | 224器 | 10.7% |
| 商品量目 | 検査戸数 | 検査個数 | 不適正個数 | 不適正個数率 |
| 立入検査 | 30戸 | 1,347個 | 36個 | 2.7% |

※不合格及び不適正があった事業所については文書により改善指導を行っている。

(3) 計量の啓発

ア 計量記念日（11月1日）に関する啓発

計量記念日ポスターを市内の公立中学校等に掲示を依頼して計量について広く市民に周知している。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

4 市民サービスコーナー

市内中心部の繁華街に近いサービスコーナーとして、多くの市民が利用している。

利用者のニーズに応えるため、平日の時間延長及び土曜日・日曜日・祝日に窓口業務を行っている。

- (1) 業務内容 住民票、戸籍、印鑑登録に関する証明書の交付
納税証明を除く税務関係の証明書の交付

(2) 取扱実績

■ 最近3年間の発行件数の推移 (単位：件)

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 件数 | 42,100 | 37,237 | 31,075 |

5 パスポート窓口

長崎県からの権限移譲に伴い、平成21年7月1日から長崎市民を対象としたパスポート発給申請受付及び交付を行っている。(長崎市民は、原則として長崎県パスポートセンターでは申請できない。)

■ 年間取扱件数 (単位：件)

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 1,254 | 3,850 | 9,195 |
| 交付件数 | 1,200 | 3,642 | 9,053 |

※新規・切替・変更・増補等の合計件数(令和5年3月27日以降増補廃止)

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、各国の入国制限等の措置に伴い、申請・交付件数ともに減少していたが、令和4年度は入国制限等の規制緩和により申請、交付ともに増加、令和5年度以降は季節性インフルエンザ感染症と同じ5類感染症となったことやワクチン接種の定着により、新型コロナウイルス感染症が流行する前の状況に戻りつつある。

もみじ谷葬斎場

1 全体概要

もみじ谷葬斎場は、長崎市内唯一の火葬場として、遺体、死産児等の火葬に関する業務等を行っている。

2 施設の概要

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 長崎市もみじ谷葬斎場 |
| 所 在 地 | 長崎市淵町 26 番 6 号 |
| 開 設 | 大正 10 年 4 月（市営火葬場） 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月全面建替 昭和 56 年 4 月「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修 |
| 土 地 | 4,163.76 m ² |
| 建 物 | 鉄筋コンクリート造平屋建（一部 2 階建） 762.79 m ² 延べ床面積 1,318.39 m ² |
| 建設費総額 | 428,245 千円 |
| 火 葬 炉 | 12 基（本炉 11 基（台車式）・小型炉 1 基） |

3 火葬状況

（1）令和 5 年度の火葬件数等

| 種 別 | | 市 内 (件) | 長与町 (件) | 時津町 (件) | 市 外 (件) | 計 (件) | 火葬場使用料 (千円) |
|------------|-------------|---------|---------|---------|---------|-------|-------------|
| 遺 体 | 12 歳以上 (大人) | 5,820 | 413 | 307 | 153 | 6,693 | 43,830 |
| | 12 歳未満 (小人) | 9 | 0 | 2 | 0 | 11 | 44 |
| | 小 計 | 5,829 | 413 | 309 | 153 | 6,704 | 43,874 |
| 死 産 児 | | 501 | 7 | 8 | 268 | 784 | 3,712 |
| 肢体・埋葬遺骨・臓器 | | 1,588 | 27 | 10 | 82 | 1,707 | 4,070 |

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|
| 産汚物 ※ | 134 | 0 | 0 | 0 | 134 | 268 |
| 計 | 8,052 | 447 | 327 | 503 | 9,329 | 51,924 |

※「産汚物」とは、出産に伴い排出された胎盤等をいう。

(2) 火葬件数の推移

(単位：件)

| 種別 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 遺体 | 5,849 | 5,923 | 6,227 | 6,749 | 6,704 |
| その他 | 1,415 | 987 | 1,151 | 2,060 | 2,625 |
| 計 | 7,264 | 6,910 | 7,378 | 8,809 | 9,329 |

4 火葬場費負担金（長与町、時津町）

平成17年1月4日の市町村合併などに伴い広域圏事業を廃止したことにより、2町の取り扱いについて協議を行い、火葬場使用料は合併後も引き続き市内料金を適用することとし、負担金の計算方法について見直しを行った。

| | 見直し前 | 見直し後 |
|----------|-------------------|---|
| 火葬場使用料 | 市内料金を適用 | 同左 |
| 負担金の計算方法 | 燃料負担金＋定額負担金＋工事負担金 | 前々年度の火葬場決算総額（人件費を含み、国庫補助金・交付金を除く。）を基にした火葬実績按分額から、町民が長崎市に支払った使用料の総額を除いた額 |

【負担金の推移】

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 長与町 | 8,314 | 7,463 | 9,673 | 12,065 | 12,439 |
| 時津町 | 5,783 | 5,801 | 7,471 | 9,067 | 10,124 | |
| 計 | 14,097 | 13,264 | 17,144 | 21,132 | 22,563 | |

5 長崎市葬祭費補助金

高島火葬場及び池島火葬場を平成 19 年 3 月に廃止したことに伴い、両地区住民の火葬に要する費用負担増に対し補助を行っているが、平成 27 年度から利用実態に即し、町内で葬儀を行うことという要件を撤廃し、遺体搬送に要する救急艇又はフェリーの費用を補助対象とする制度の見直しを行った。

【補助対象者】

死亡者の葬祭を行う者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ・死亡者の住所が高島町又は池島町にあること
- ・火葬を行うため、遺体を両町から救急艇又はフェリーで搬送すること

【補助金額】

(単位：円)

| 区分 | 補助金額 | 備考 |
|-----|--------|------|
| 高島町 | 10,884 | 救急艇 |
| 池島町 | 12,870 | フェリー |

※金額は、令和 6 年 6 月 1 日現在

【支給実績】

(単位：件)

| 区分 | 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | |
| 高島町 | | 1 (11 人) | 1 (12 人) | 2 (8 人) | 0 (7 人) | 0 (10 人) |
| 池島町 | | 0 (2 人) | 0 (0 人) | 0 (2 人) | 0 (2 人) | 0 (1 人) |

※ () の中の人数は、各町に住民票があり、もみじ谷葬斎場で火葬した人数を示す。